平成28年6月27日 九 州 大 学

九州大学箱崎キャンパスにおける土壌汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い、同キャンパス旧工学部2号館跡地において土壌汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されましたので、平成28年6月27日に土壌汚染対策法第14条(※1)に基づく区域の指定を行うよう福岡市へ申請いたしました。このことにより、旧工学部2号館跡地については、今後、福岡市から土壌汚染対策法に基づ

今回の調査結果を受けて、大学構内で現在使用中の井戸水及び境界付近に新たに設置したモニタリング井戸の地下水の調査を実施しましたが、有害物質は検出されておりません。また、当該汚染箇所は工事用仮囲いで区画し、シートで覆うなどの処置をしており、土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壌浄化への対応を進めて まいります。なお、後日、周辺住民の方々への説明会を開催いたします。

また、他区画においても順次調査を行っているところです。結果が判明次第、今回同様、公表してまいります。

	検出物質	基準値超過区画/ 調査区画	最大値	基準値
土壌溶出量(mg/1)	水銀	50/190	0.045	0.0005以下
工場俗山里(IIIg/1)	砒素	13/190	0.11	0.01以下
(% 2)	六価クロム	1/190	0.07	0.05以下
土壤含有量(mg/kg) (※3)	鉛	1/190	1300	150 以下

注) 190:旧工学部2号館跡地の全調査区画数(1区画=10m×10m) 砒素13区画のうち6区画については、水銀との複合汚染区画

<調査等の実施日>

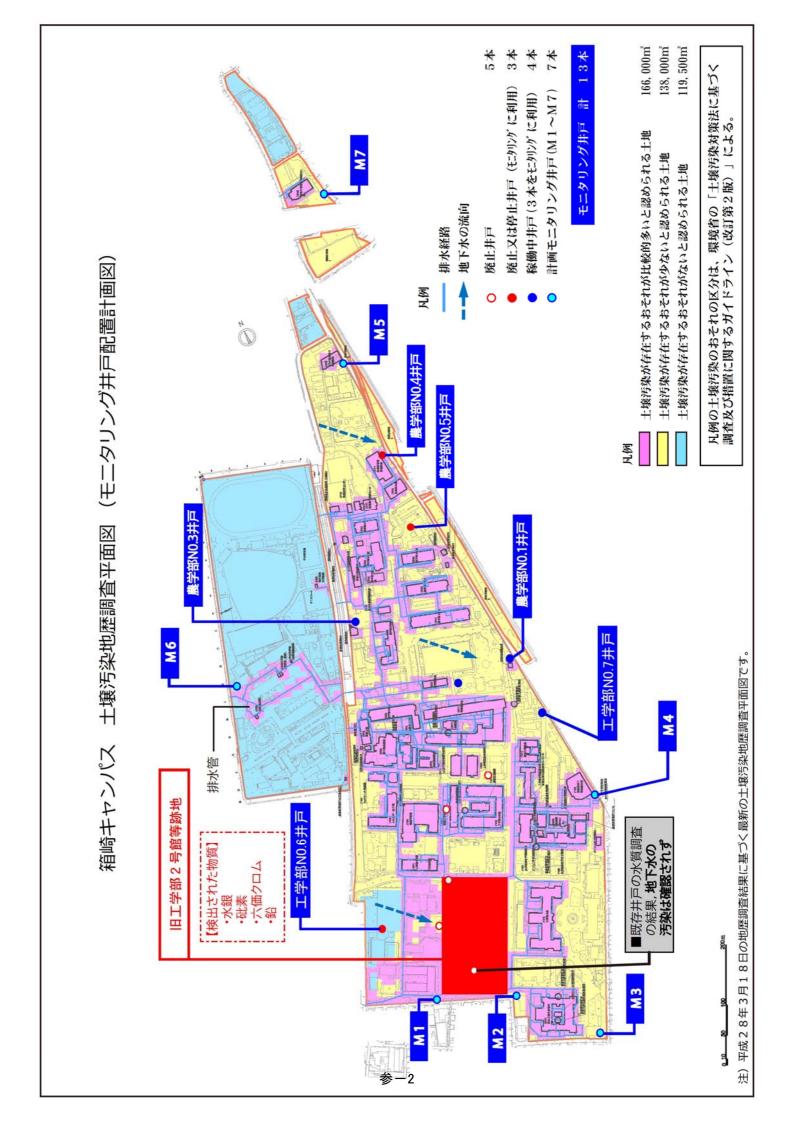
- 1. 土壤汚染調査(状況調査・詳細調査)
 - 平成27年7月17日~平成28年5月27日
- 2. 構内井戸水及びモニタリング井戸の地下水の調査 平成28年6月1日~平成28年6月26日

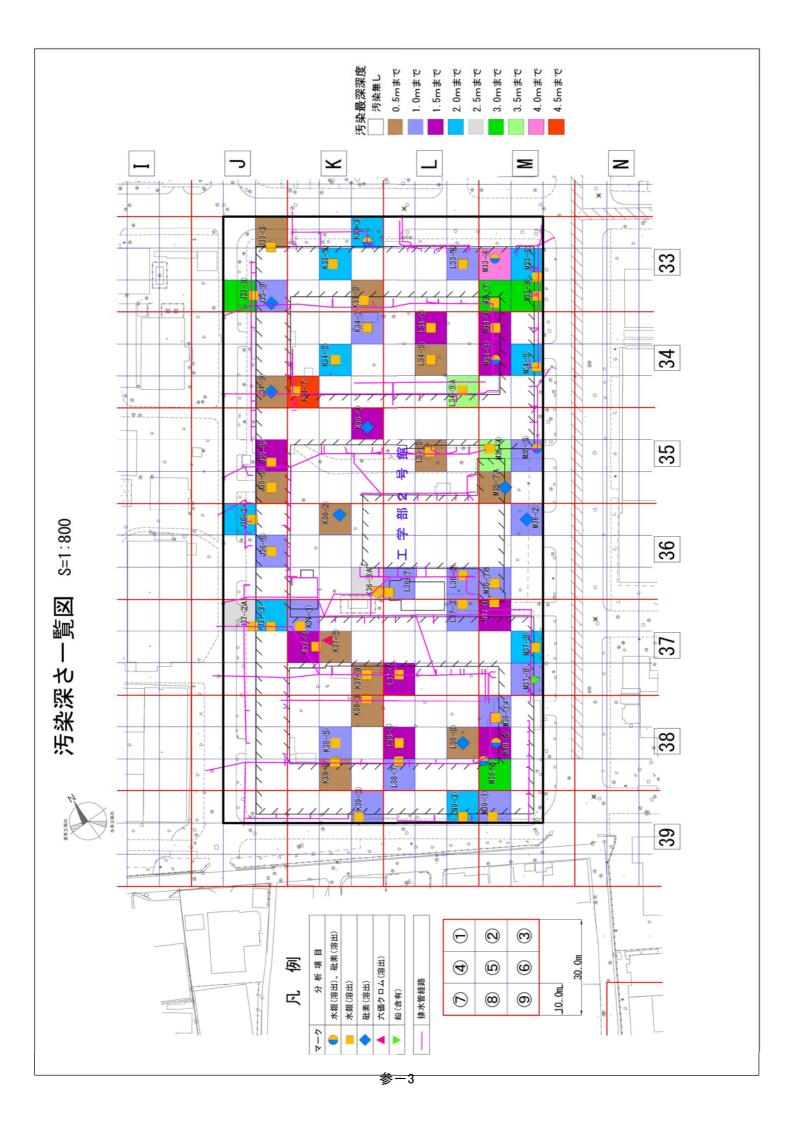
<土壌汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

く区域の指定を受けることとなります。

福岡市東区箱崎6丁目3330番3の一部 5,900㎡ ※水銀及びその化合物等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

- (※1)土壌汚染対策法第14条:自主的な土壌汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。
- (※2)土壌溶出量:土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量
- (※3)土壌含有量:土壌に含まれる有害物質の量

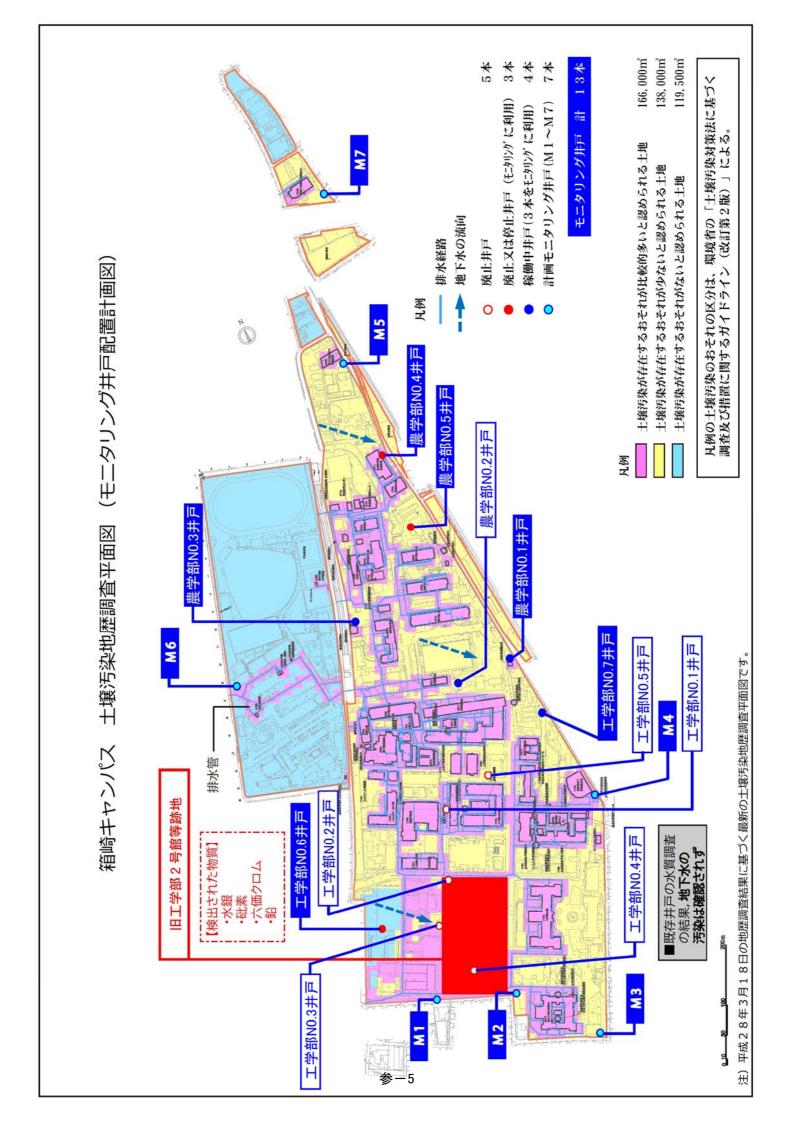




○箱崎キャンパス 既設井戸及びモニタリング井戸の水質検査一覧表

班	無布	水枯れ	建物取壊しのため	建物取壊しのため	建物閉鎖のため 跡地緊急調査	水枯れ	敷地境界にタリング代用井戸建物取壊し	數地境界红列沙,代用井戸	數地境界辷列沙,代用井戸	モタリング井戸としては使用せず	數地境界辷列沙,代用井戸	敷地境界辷列が、代用井戸	敷地境界にタリング代用井戸	平成28年6月モッツが、井戸設置							
H28	緊急調査	_	L	1	0	L	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H27	定期検査	-	6月廃止	6月廃止	1	1	11月廃止	0	0	0	0	1	1								
H26	定期検査	_	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1								
H25	定期検査	_	0	0	1		0	0	0	0	0	使用停止	使用停止								
H24	定期検査	12月廃止	0	0	_		0	0	0	0	0	0	0								
H23	定期検査	0	0	0	10月廃止	1	0	0	0	0	0	0	0								
H22	定期検査	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0								
H21	定期検査	0	0	0	1	_	0	0	0	0	0	0	0								
H20	定期検査	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0								
H19	定期検査	0	0	0	使用停止	遊止	0	0	0	0	0	0	0								
4月の	状況	展止	再遍	廃止	廃止	遊正	廃止	稼働中	中侧辫	稼働中	稼働中	中平分	中平分								
	T 12	工学部 No.1	工学部 No.2	工学部 No.3	工学部 No.4	工学部 No.5	工学部 No.6	工学部 No.7	農学部 No.1	農学部 No.2	農学部 No.3	農学部 No.4	農学部 No.5	M1	M2	M3	M4	MS	M6	M7	
待印	煙加	脱穀井戸						モニタリング井戸													

凡例 水道法水質基準項目と重複する土壌汚染対策法の特定有害物質 : ○=不検出 ×=検出 ホ字は、モニタリング井戸及びモニタリング代用井戸を示す。(土壌汚染対策法の有害物質25種類を調查)



平成28年8月15日 第6324号

福岡市公報

平成28年8月15日 第6324号

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 每週月·木曜日

	一目	次—	ページ
	告	示	
○地縁による団体の代表者の	つ変更 (第250号)		1
○福岡市モーターボート競技	上事業出納取扱金 屬	融機関の指定	(第251号)2
○土壌汚染対策法に基づく	要措置区域の指定	(第252号)	2
○土壌汚染対策法に基づくみ	修質変更時要届出	区域の指定(第253号)2
	水 道	局	
○一般競争入札の実施(公台	告第22号)		3
	東	区	
○住民票の消除(告示第9号	글)		4
	博 多		
○住民票の消除(告示第 3 号	글)		4
	_		
	告	示	

福岡市告示第250号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき,同条第1項の認可を受けた地縁による 団体から告示された事項について変更の届出があったので,同条第10項後段の規定により 次のように告示する。

平成28年8月15日

福岡市長 髙 島 宗一郎

福岡市告示第251号

地方公営企業法第27条ただし書の規定に基づき,次のように福岡市モーターボート競走 事業出納取扱金融機関を定めたので,地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定によ り告示する。

平成28年8月15日

福岡市長 髙 島 宗一郎

福岡市告示第252号

土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、 当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防 止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するの で、同条第2項の規定により次のように公示する。

平成28年8月15日

福岡市長 髙 島 宗一郎

- 1 指定する区域
 - 福岡市東区箱崎六丁目3330番3の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

福岡市告示第253号

土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域(特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

平成28年8月15日

福岡市長 髙 島 宗一郎

- 1 指定する区域 福岡市東区箱崎六丁目3330番3の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

平成28年10月21日 九 州 大 学

旧工学部2号館土壌汚染場所における地下水調査結果について

本学の箱崎キャンパス旧工学部2号館跡地の一部において、平成28年8月15日福岡市より土壌汚染対策法に基づく要措置区域に指定され、同時に汚染の除去等の措置として「地下水の水質の測定」指示がなされました。

これを受け、同区域内に設置した4カ所のモニタリング井戸の水質検査を実施したところ、内1カ所から、砒素が基準値 (0.01mg/1以下) を超えて検出 (0.013mg/1) されましたのでお知らせします。

本件については、本日、福岡市へ報告しており、改めて汚染の除去等の措置について福岡市から指示があると聞いております。

本学における今後の対応につきましては、福岡市の指導のもと措置を講ずることとして おり、具体的な対応策が決定次第、改めて公表いたします。

平成 28 年 11 月 4 日 九 州 大 学

旧工学部2号館土壌汚染場所における地下水調査結果について

本学の箱崎キャンパス旧工学部2号館跡地の一部において、平成28年8月15日福岡市より土壌汚染対策法に基づく要措置区域に指定され、「地下水の水質の測定」の措置指示がなされました。

これを受け、同区域内に設置した4カ所の観測井戸の水質検査を実施したところ、内1カ所から、砒素が基準値(0.01mg/1以下)を超えて検出(0.013mg/1)されましたので、平成28年10月21日福岡市へ報告いたしました。

今回の測定結果を受けて、大学境界付近に設置したモニタリング井戸の地下水の調査を実施しましたが、基準値を超える有害物質は検出されておりません。また、キャンパス東側境界付近にモニタリング井戸を3カ所追加設置し地下水の調査を実施しましたが、砒素を含め基準値を超える有害物質は検出されませんでした。このことから、キャンパス周辺の生活環境への影響はないものと考えております。また、福岡市による周辺地域の井戸水調査がなされていると聞いております。

近々、土壌汚染対策法に基づき、福岡市より改めて措置指示(施工方法や期限等)がなされる予定でありますが、本学としましては、区域外への流出防止対策と早期の安全確保の観点から、基準値を超える砒素が検出された区域の地下水汚染の拡大防止を実施することとしております。

また、境界付近に設置しているモニタリング井戸(7カ所)に加え3カ所を増設したことで、 キャンパス外への流出の有無の確認をより確実なものとし、地下水のモニタリングを継続する とともに、現状管理につきましても責任を持って万全な体制で進めてまいります。

なお、今後、地下水から基準値を超える当該物質が検出されるなど、異常が判明した場合は 今回同様、公表してまいります。

計測項目	井戸名	試料名	計量結果 (mg/1)	基準値 (mg/1)		
六価クロム化合物	観測井戸 1	K37-⑤	0.01 未満	0.05以下		
砒素及びその	観測井戸 2	M33-4	0.013			
化合物	観測井戸 3		0.002	0.01以下		
16日初	観測井戸4	M38-4	0.007			

